

第4章 長期給付事業（厚生年金）

1 年金に関連する手続

◆共済組合の年金事務手続は、「標準報酬記録」や任命権者が管理する「履歴カード」に基づき行っています。

事 項	手 続 内 容	手引
採 用	①組合員資格取得 給付貸付課資格担当 03 (5320) 6826	P20
	②厚生年金保険料及び退職等年金分掛金の支払 公務員厚生年金保険加入（20歳～60歳到達の前月までは国民年金の被保険者にもなります。） 福利厚生課経理担当 03 (5320) 6822	P7
	③日本年金機構が付番する「基礎年金番号通知書」の送付 対象：国民年金・厚生年金未加入者（所属所経由）	P165
	国民年金第3号被保険者の届出代行 対象：組合員に扶養されている配偶者（20歳～60歳） 給付貸付課資格担当 03 (5320) 6826	P50
出 産 ・ 育 児	産前産後休業及び育児休業の保険料（掛金）免除の申出 福利厚生課経理担当 03 (5320) 6822	P10
	3歳未満の子を養育している期間の標準報酬の特例に関する届出 給付貸付課年金担当 03 (5320) 6828	P169
在 外 教 育 施 設 派 遣	適用証明書の申請 「社会保障協定」に基づく派遣先の国の年金制度加入免除	P126
一定の障害状態 になったとき	在職時の疾病による障害厚生（共済）年金の請求 障害程度の認定依頼→認定→請求	P149
死 亡	組合員の遺族による遺族厚生年金の請求 受給要件の確認→請求	P157
年金情報の提供	①年金等相談コーナーの利用	P223
	②ご自宅宛て送付 ・ねんきん定期便（すべての公的年金の加入期間及び年金見込額等） ・年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書	P168
	③インターネット利用による情報提供 ・ねんきんネット（厚生年金、国民年金の加入記録等の照会） →日本年金機構のトップページから利用登録が必要 ・地共済年金情報Webサイト（公務員厚生年金の加入記録の照会） →地共済年金情報Webサイト利用登録が必要	P168

退職・異動・転出

	事 由	提出書類	内 容	被扶養配偶者
1	年金支給開始年齢前に退職	退職届書等 (年金待機者登録届書)	1月以上の組合員期間がある場合、将来の年金受給に備え、年金待機者として登録 (P146参照)	国民年金第3号被保険者の届出 (P50参照) (給付貸付課資格担当) ☎03(5320)6826
2	他共済転出	組合員転出・異動届書等	引き続き他共済に転出する場合(P24参照)	
	他支部異動		引き続き他支部に異動する場合(P24参照)	
3	老齢厚生年金が決定している方が退職	退職改定請求手続書類	受給権発生時から退職時までの期間を年金額に算入、在職による支給停止の解除 (P148参照)	

定年退職後の年金手続について

	定年退職後の状況	年金制度 (実施機関)	定年退職時の手続	受給権発生時の手続
①	再就職しない	加入なし		
②	再任用短時間勤務 非常勤教員 時間講師等*1 民間等への就職	一般厚生年金 (日本年金機構)	「退職届書」の提出 (P146参照)	受給権発生時の2～3か月 前に最後に加入してい た実施機関より請求書 類を送付 ↓ 請求手続 (ワンストップサービ スにより、どの実施機 関でも提出可能)
③	再就職する 私立学校教職員	私学厚生年金 (日本私立学校振 興・共済事業団)		
④	再任用フルタイム勤務 *2 産休・育休代替教職員等 *3	公務員厚生年金 (公立学校共済組合)	手続なし*4	

*1 時間講師等は、平成28年10月より厚生年金・健康保険の加入条件が拡大されています。

*2 フルタイム勤務で受給権発生前に退職する場合⇒「退職届書」を提出してください。

フルタイム勤務で受給権発生後に退職する場合⇒フルタイム中に年金請求の手続、退職時に年金改定請求手続をします。

*3 令和2年度以降、産休・育休代替教職員等は任用初日から共済組合員となります。

*4 他の公務員共済組合に加入した場合は、「転出届書」の提出が必要となります。

(参考)「特別支給の老齢厚生年金」の受給権発生年齢は、生年月日により異なります(P137参照)。

老齢厚生年金の支給開始年齢に達した後も在職中の方(※)の手続

※ 支給開始年齢は下表①の事由参照。再任用フルタイム勤務、首都大学東京勤務、産休・育休代替教職員等が該当します。

	事由	必要手続き及び書類	所属所での手続
①	年金支給開始年齢に到達 昭32.4.2～昭34.4.1 63歳 昭34.4.2～昭36.4.1 64歳 昭36.4.2～ 65歳	・年金請求手続 誕生日の1～2か月前に東京支 部から所属所経由で年金請求 書等を送付	不要
②	65歳に到達		不要
③	資格喪失時	・退職改定請求手続 退職する年の3月上旬まで に東京支部から所属所経由 で退職改定請求手続の必要 書類を送付(P148参照)	年度末資格喪失 →不要 年度末以外の資格喪失 →給付貸付課年金担当へご 連絡ください

②の65歳に到達前に退職される場合は、③の退職改定請求手続を行います(65歳時の手続書類はご自宅宛てに送付されます)。

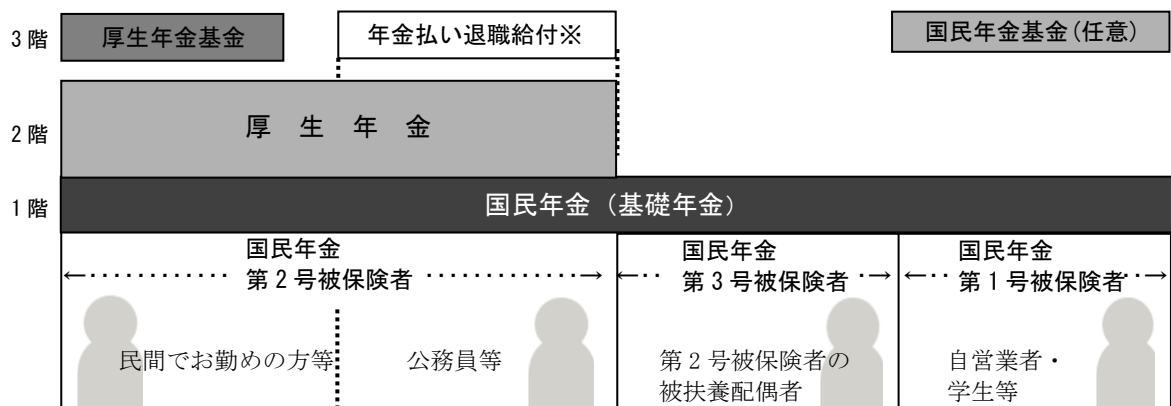
2 厚生年金の概要

1 公的年金制度

昭和 61 年 4 月 1 日以降、20 歳以上の全ての方に国民年金への加入が義務付けられました。この結果、公務員は共済年金制度に加入するとともに、国民年金制度（基礎年金）にも加入（20 歳から 60 歳までの間）することになり、共済年金や厚生年金の被用者年金は、基礎年金の上乗せとして、報酬（給料等）に比例した年金給付を行っています。

なお、平成 27 年 10 月、共済年金は被用者年金制度一元化により厚生年金保険に統合されました。職域年金相当部分は廃止となり、公務員の新たな退職給付として「退職等年金給付（年金払い退職給付）」が創設されました。

【公的年金の体系】



※ 「年金払い退職給付」に関しては、P144 を参照ください。

2 厚生年金の名称と実施機関

加入する厚生年金の名称と実施機関は下表のとおりです。

公立学校共済組合の組合員は、公務員厚生年金の被保険者で、年金の決定や支払いを行う実施機関は公立学校共済組合となります。

ただし年金請求書は、どの実施機関でも提出をすることができます。（ワンストップサービス）

	厚生年金被保険者			
加入する厚生年金	一般厚生年金	公務員厚生年金		私学厚生年金
加入者	民間勤務、非常勤教員等	国家公務員	地方公務員等（公立学校教職員等を含む。） 産休・育休代替教職員等※	私立学校教職員
実施機関	日本年金機構（年金事務所）	国家公務員共済組合	地方公務員共済組合（公立学校共済組合、東京都職員共済組合、市町村職員共済組合等）	日本私立学校振興・共済事業団

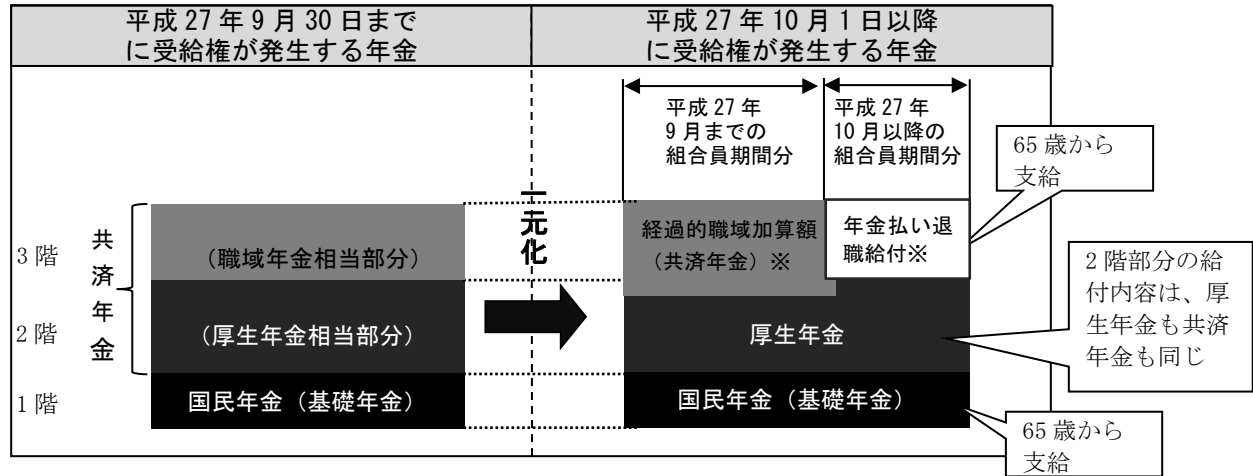
※ 令和2年度以降、産休・育休代替教職員等は任用初日から共済組合員となります。

3 共済年金と厚生年金の一元化

平成 27 年 10 月の被用者年金一元化により、公務員等共済組合の組合員も厚生年金保険に加入することとなり、年金の仕組みが変わりました。

なお、平成 27 年 10 月 1 日以前に決定した共済年金については、従前の制度に基づいて支給されます。

《被用者年金制度一元化のイメージ図》



※ 平成 27 年 9 月までの公務員期間がある方には、その期間に応じた旧共済年金の職域年金相当部分が「経過的職域加算額」（共済年金）として、受給権発生年齢から支給されます。また、平成 27 年 10 月以降の期間に応じて、65 歳から「年金払い退職給付」が支給されます。

平成 27 年 9 月末日 までに退職した方	平成 27 年 10 月 1 日をまたいで在職する方	平成 27 年 10 月 1 日 以降に就職する方
職域年金相当部分	年金払い退職給付 経過的職域加算額	年金払い退職給付

4 年金の種類

年金給付は支給される事由（以下「給付事由」という。）によって次の三つの種類に分けられ、受給するためには、それぞれ一定の支給要件があります。

給付事由の異なる複数の公的年金の受給権がある場合は、原則として一番有利な給付事由の年金を選択して受給することになります。（一人一年金の原則）

給付 事由	国民年金 (基礎年金)	厚 生 年 金		手引
		種 類	支 給 要 件	
老齢 給付	老齢基礎年金	老齢厚生年金	一定の厚生年金保険の加入期間があり、支給開始年齢に達したときに支給される年金	P137
障害 給付	障害基礎年金	障害厚生年金	厚生年金保険の加入期間中に初診日がある傷病により一定以上の障害状態となった場合に支給される年金	P149
遺族 給付	遺族基礎年金	遺族厚生年金	厚生年金保険の被保険者又は被保険者であった者が死亡したときに遺族に支給される年金	P157

5 厚生年金の支給額

年金額は、次の (A)、(B)、(C) を合わせた額となります。

(A) 給料比例部分

保険料額に比例する部分で、平均標準報酬及び組合員期間により算出します。

(B) 定額部分※

定額単価×組合員月数（480 月限度）×スライド率（＝老齢基礎年金に相当する額）

※ 昭和 36 年 4 月 1 日生まれまでの退職している方が、下記のいずれかに該当する場合に、65 歳までに受給できる特別支給の老齢厚生年金の特例として (A) に加算して支給されます。

- ・特別支給の老齢厚生年金の受給権発生時に障害等級 3 級以上の方
- ・組合員期間が 44 年以上の方

(C) 加給年金額

老齢厚生年金、障害厚生年金受給者と生計を共にし、かつ、恒常的收入が 850 万円（又は所得額が 655 万 5 千円）未満の配偶者又は子を有する場合、下記要件により加算されます。

1 受給者本人の要件

(1) 老齢厚生年金

- ア 組合員期間が 20 年以上で（本来支給の）老齢厚生年金の受給権発生時（65 歳～）
- イ 特別支給の老齢厚生年金の受給者で「(B) 定額部分」が支給される場合

(2) 障害厚生年金

障害等級 1 級又は 2 級に該当する障害厚生年金を受給されている方

2 加給年金額の対象者と要件

受給者本人の受給権発生時（障害厚生年金の場合は受給権発生日又はその翌日以後）において、受給者と生計を共にし、下表の要件を満たす方

対象者	年齢要件	収入要件	加算額（平成 31 年度）
配偶者	65 歳未満の配偶者※1	恒常的收入が年額 850 万円未満（又は所得額が 655.5 万円未満） なお、老齢厚生年金の場合は、収入限度額以上であっても、おおむね 5 年以内に定年等の理由で収入が上記の額を下回る見込みの場合は該当します。	老齢厚生年金の場合 …390,100 円 障害厚生年金の場合 …224,500 円
子 ※2	・18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子 ・20 歳未満で障害等級が 1、2 級に該当する障害状態にある子		2 人まで（1 人につき） …224,500 円 3 人目から（1 人につき） …74,800 円

※1 配偶者が 20 年以上の加入期間を有する老齢（退職）年金又は障害を事由とする年金を受給している場合、加給年金額は支給停止されます。

※2 障害厚生年金には、子を対象とした加給年金額はありませんが、障害基礎年金に子の加算があります。

（参考）振替加算について

配偶者が 65 歳に到達した場合、受給者への加給年金額は消滅しますが、昭和 41 年 4 月 1 日生まれまでの配偶者には、65 歳から受給する老齢基礎年金に、生年月日に応じた額が加算されます。

また、加給年金額の対象者でない方でも、20 年以上の期間のある厚生年金に加入した配偶者と生計を一にしている場合、振替加算の対象になります。

6 老齢給付

「老齢厚生年金」は、公的年金加入期間が10年以上ある方が、65歳に達したときに支給されます。併せて国民年金法による老齢基礎年金も支給されます。

なお、経過措置として、昭和36年4月1日以前に生まれた方については、下表のとおり65歳までの間、段階的に特別支給の老齢厚生年金が支給されます。

【老齢給付の支給開始年齢】

生年月日	60 歳	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳	65 歳
昭 28. 4. 2 ～昭 29. 10. 1	特別支給の退職共済年金					経過的職域
						老齢厚生年金
						老齢基礎年金
↓↓↓ 厚生年金に統合 ↓↓↓						
昭 29. 10. 2 ～昭 30. 4. 1	経過的職域加算額（共済年金）					
	特別支給の老齢厚生年金					老齢厚生年金
						老齢基礎年金
昭 30. 4. 2 ～昭 32. 4. 1	経過的職域加算額（共済年金）					
	特別支給の老齢厚生年金					老齢厚生年金
						老齢基礎年金
昭 32. 4. 2 ～昭 34. 4. 1	経過的職域加算額（共済年金）					
	特別支給の老齢厚生年金					老齢厚生年金
						老齢基礎年金
昭 34. 4. 2 ～昭 36. 4. 1	経過的職域加算額（共済年金）					
	特別支給の老厚					老齢厚生年金
						老齢基礎年金
昭 36. 4. 2～						経過的職域
						老齢厚生年金
						老齢基礎年金

注 民間企業等で勤務していて、一般厚生年金に加入していた期間がある女性の場合、その期間の年金の支給開始年齢は公務員厚生年金より早くなっており、生年月日によって下表の年齢から一般厚生年金を受給できます。

生年月日	昭29.4.2～ 昭33.4.1	昭33.4.2～ 昭35.4.1	昭35.4.2～ 昭37.4.1	昭37.4.2～ 昭39.4.1	昭39.4.2～ 昭41.4.1	昭41.4.2～
支給開始年齢 (特別支給)	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 (本来支給)

(1) 支給要件

特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金
●60 歳以上 65 歳未満であること ●厚生年金加入期間が 1 年以上あること ●公的年金加入期間が 10 年以上あること	●65 歳以上であること ●厚生年金加入期間が 1 月以上あること ●公的年金加入期間が 10 年以上あること

※ 厚生年金加入期間・・・全ての厚生年金（公務員共済組合や民間期間等の厚生年金）の加入期間を合算した期間

※ 公的年金加入期間・・・全ての公的年金制度（厚生年金及び国民年金）の加入期間を合算した期間

(2) 支給開始年齢到達時の手続

誕生日の前月までに東京支部から所属経由本人宛てに請求関係書類を送付します。必要書類を整え、誕生日以降に提出してください。

なお、戸籍等の公的機関発行書類については、誕生日以降に交付を受けてください。交付日が誕生日より前ですと受領できませんのでご注意ください。

(3) 65 歳時の手続（老齢厚生年金の請求）

65 歳に達すると、「特別支給の老齢厚生年金」は消滅し、「（本来支給の）老齢厚生年金」を受給することとなります。

65 歳になる前に、東京支部から所属経由本人宛てに請求関係書類を送付します。必要事項を記入の上、提出してください。提出がない場合、年金が受給できません。

(4) 繰上げ支給

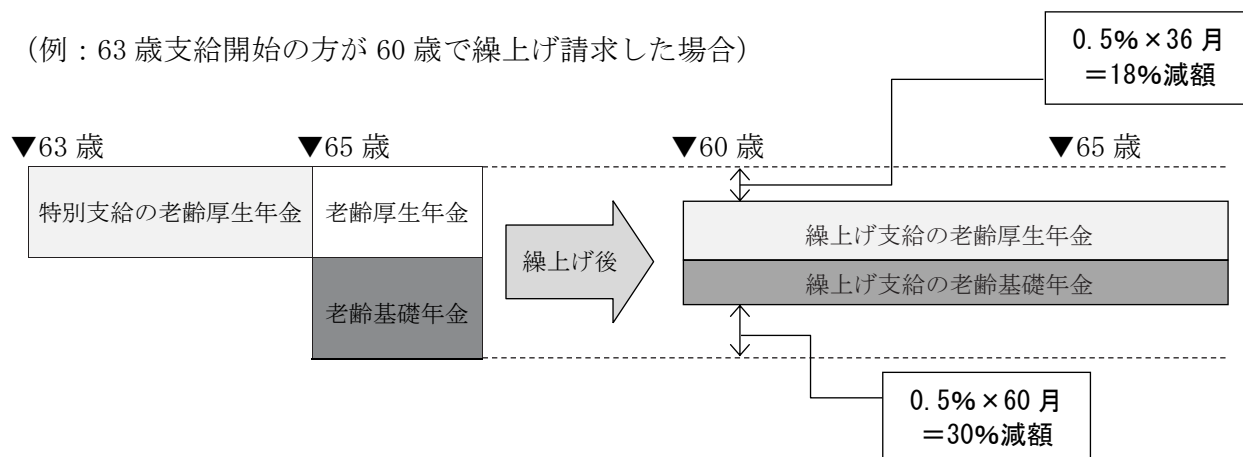
60 歳以降であれば、希望により 1 月当たり 0.5% の割合で減額された年金を繰上げて受給することができます。ただし、支給される年金額は生涯減額されたままの額となる等の制約（P140 参照）がありますので十分検討の上、請求してください。

繰上げ期間	減額率
5年（60月）	30%
4年（48月）	24%
3年（36月）	18%
2年（24月）	12%
1年（12月）	6%

① 繰上げ方法

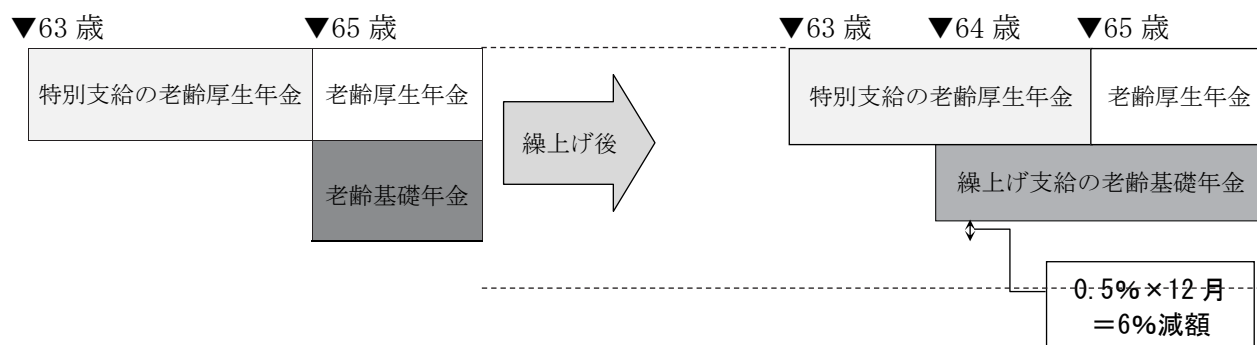
ア 60歳以降、特別支給の老齢厚生年金支給開始年齢前に繰上げて受給をする場合は、全ての公的年金の老齢給付を同時に繰上げて受給することが条件となります。老齢厚生年金のみ又は老齢基礎年金のみの繰上げはできません。

(例：63歳支給開始の方が60歳で繰上げ請求した場合)



イ 特別支給の老齢厚生年金支給開始年齢到達後は、65歳から支給開始の「老齢基礎年金」を繰上げ受給することができます。

(例：63歳支給開始の方が64歳で老齢基礎年金を繰上げ請求した場合)



② 繰上げ支給の手続

繰上げ希望月の前月に請求することが必要です。繰上げ希望の方は、P140の注意を確認の上、給付貸付課年金担当までご連絡ください。

なお、上記イの「老齢基礎年金」のみ繰上げを希望する方は、年金事務所へ連絡してください。

● **繰上げ請求を行った場合、以下の制約がありますので、ご注意ください。**

- ① 繰上げ支給により減額された年金は生涯にわたって続きます。このため、受取り期間の長短により、繰上げ請求しない場合よりも受取り総額が減少する場合があります。
- ② 繰上げ請求を行った後に、取消しをすることはできません。
- ③ 繰上げ請求を行った後は、障害基礎（共済・厚生）年金に関する以下の請求等ができなくなります。
 - ア 事後重症などによる障害基礎（厚生）年金の請求
 - イ 繰上げ請求を行った後に初診日がある障害基礎年金の請求
 - ウ 3級の障害共済（厚生）年金を受給されている方の障害の程度が増進した場合の改定請求
- ④ 繰上げ請求を行った後に、国民年金の寡婦年金※を請求することはできません。また、既に寡婦年金を受給している方については、寡婦年金の権利はなくなります。
- ⑤ 繰上げ請求を行った後に、国民年金の任意加入被保険者になることはできません。
- ⑥ 繰上げ請求を行った後に、以下に該当する場合は繰上げ支給の老齢厚生年金の一部（又は全部）が支給停止となる場合があります。
 - ア 障害基礎（共済・厚生）年金・遺族基礎（共済・厚生）年金の受給権がある場合
 - イ 厚生年金の被保険者（一般・国共済・地共済・私学共済）である場合
 - ウ 雇用保険の基本手当を受給する場合

※ 寡婦年金は、国民年金第1号被保険者としての保険料納付済み期間等が25年以上ある夫が年金を受けずに死亡した場合に、10年以上婚姻関係があった妻に60歳から65歳までの間支給されるものです。

(5) 老齢厚生年金、老齢基礎年金の繰下げ支給

65歳から支給される（本来支給の）老齢厚生年金及び老齢基礎年金は、本人の申出により66歳以降の希望する月から繰下げて受給することができます。繰下げ支給の年金額は1月当たり0.7%の割合で増額されて支給されます。加給年金額、在職により支給停止となっている部分の年金に対する増額はありません。

繰下げは、70歳まで（最高60月）となります。また、特別支給の老齢厚生年金の繰下げ支給はできません。

(6) 年金の支給期月（定期支給日と送金日）

年金の支給期は、2・4・6・8・10・12月の年6回で、原則として支給期月の15日（土曜日のときは14日、日曜日のときは13日）に、支給期月の前月及び前々月の2か月分が支給されます。初回支給は、新規決定処理を行うため遅れる場合があります。

(7) 年金にかかる税金

公的年金等の年金収入は所得税法の規定により「雑所得」として課税対象となり、所得税の源泉徴収が行われます（障害年金・遺族年金は非課税）。

注 年金には、給料のような年末調整制度はありません。各自で確定申告が必要となります。

(8) 老齢基礎年金（国民年金）

老齢基礎年金は、国民年金法に規定する受給資格期間が10年以上（平成29年8月1日より25年から10年に短縮されました。）ある方が、65歳に達したときから支給されます。

老齢基礎年金の額は、その方の加入月数に応じて計算されます。加入可能月数（480月＝40年）全てが保険料納付済である場合は、満額の780,100円（平成31年度の額）が支給されます。

【老齢基礎年金の額】

$$780,100 \text{ 円} \times \frac{\text{保険料納付月数} + (\text{保険料免除月数} \times \text{免除に応じた割合})}{480 \text{ 月 (加入可能月数)}}$$

※ 1円未満は四捨五入

加入月数は、次の期間を合計した期間となります。

- ① 第1号被保険者（国民年金保険料納付期間、免除月数がある場合は全部又は一部免除に応じた割合の期間が加算）
- ② 第2号被保険者（20歳から60歳までの共済組合や厚生年金加入期間）
- ③ 第3号被保険者（昭和61年4月1日以降の第2号被保険者の被扶養配偶者の期間）

（参考）

- 国民年金の強制加入 → 満20歳到達日の属する月の翌月から満60歳到達日の属する月の前月まで加入
- 平成31年度保険料 → 月額16,410円
- 満額を受給できない場合は、被用者年金制度に加入していないことを条件に、65歳（受給資格期間（10年）を満たしていない方は70歳）まで任意加入の制度があります。

(9) 再就職などによる在職者の年金

老齢厚生年金の受給権のある方が、在職中や再就職により引き続き被用者年金制度（厚生年金保険）に加入している場合、年金と賃金等により年金の一部又は全部が支給停止となる調整があります。

なお、二以上の種別（公務員期間と民間期間等）の老齢厚生年金を受給している場合は、合計額に占めるそれぞれの割合により停止額を計算します。

ア 支給停止対象となる年金

賃金等による支給停止の対象となる年金は、老齢厚生年金です。

なお、経過的職域加算額（共済年金）については、一般・私学厚生年金に加入中の場合は全額支給されますが、再任用フルタイム等公務員共済組合に加入中は、全額停止となります。

- ◎ 繰上げ支給の老齢厚生年金も同様の支給停止の対象となります。
- ◎ 老齢基礎年金は支給停止の対象とはなりません。

イ 支給停止の計算方法（65 歳未満）

年金＝年金の月額（老齢厚生年金の年額の 1/12 の額）

※ 経過的職域加算額（共済年金）を除く

賃金等＝賃金等の月額（再就職先の標準報酬月額と過去 1 年間の標準賞与額の 1/12 の合計額）

	年金と賃金の額	支給停止の計算方法
ア	年金＋賃金等 ≤ 28 万円	支給停止なし
イ	年金 ≤ 28 万円かつ 賃金等 ≤ 47 万円	$((\text{年金} + \text{賃金等}) - 28 \text{ 万円}) \times 1/2$
ウ	年金 ≤ 28 万円かつ 賃金等 > 47 万円	$(47 \text{ 万円} + \text{年金} - 28 \text{ 万円}) \times 1/2 + (\text{賃金等} - 47 \text{ 万円})$
エ	年金 > 28 万円かつ 賃金等 ≤ 47 万円	賃金等 $\times 1/2$
オ	年金 > 28 万円かつ 賃金等 > 47 万円	$47 \text{ 万円} \times 1/2 + \text{賃金等} - 47 \text{ 万円}$

注 28 万円、47 万円（支給停止調整額）は平成 31 年度の額であり、賃金や物価等の変動により改定されます。

注 障害者特例や長期加入者の特例による年金を受給している方が、再就職等により被用者年金制度に加入して全額支給停止となる場合は、加給年金額や定額部分は支給停止となります。

事例 1：年金が月額 10 万円、賃金等が月額 30 万円の場合

表のイに該当するので、

$$\begin{aligned}
 & ((\text{年金} + \text{賃金等}) - 28 \text{ 万円}) \times 1/2 \\
 & = ((10 \text{ 万円} + 30 \text{ 万円}) - 28 \text{ 万円}) \times 1/2 \\
 & = \underline{6 \text{ 万円 (停止額)}}
 \end{aligned}$$

⇒ 年金は 10 万円－6 万円＝月額 4 万円支給されます。

事例 2：年金が月額 14 万円、賃金等が月額 48 万円の場合

表のウに該当するので、

$$\begin{aligned}
 & (47 \text{ 万円} + \text{年金} - 28 \text{ 万円}) \times 1/2 + (\text{賃金等} - 47 \text{ 万円}) \\
 & = (47 \text{ 万円} + 14 \text{ 万円} - 28 \text{ 万円}) \times 1/2 + (48 \text{ 万円} - 47 \text{ 万円}) \\
 & = 33 \text{ 万円} \times 1/2 + 1 \text{ 万円} \\
 & = \underline{17 \text{ 万 5 千円 (停止額)}}
 \end{aligned}$$

⇒ 停止額（17 万 5 千円）が年金額（14 万円）以上となるので、年金は全額支給停止となります。

ウ 支給停止の計算方法（65 歳以上）

年 金＝年金の月額（老齢厚生年金の年額の 1/12 の額）

※ 経過的職域加算額（共済年金）及び加給年金額を除く

賃金等＝賃金等の月額（再就職先の標準報酬月額と過去 1 年間の標準賞与額の 1/12 の合計額）

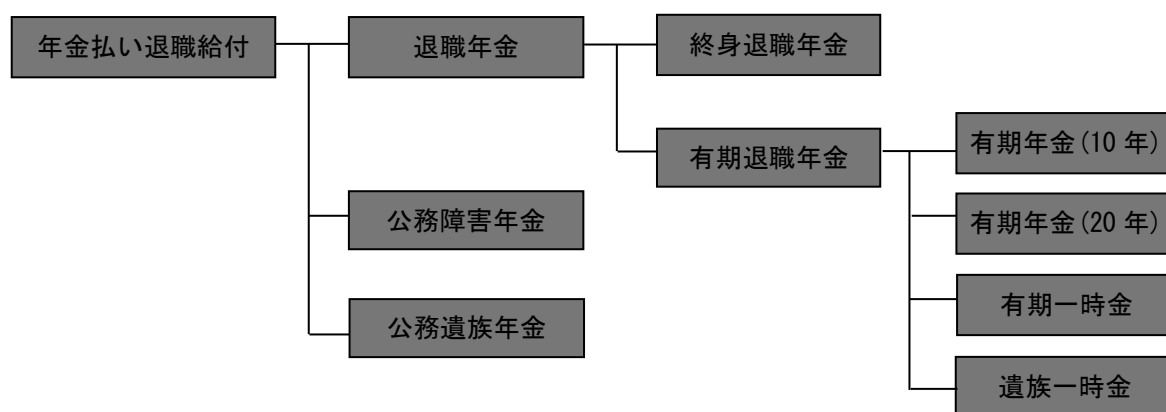
	年金と賃金の額	支給停止の計算方法
ア	年金＋賃金等 ≤ 47 万円	支給停止なし
イ	年金＋賃金等 > 47 万円	{ (年金＋賃金等) － 47 万円 } × 1/2

注 47 万円（支給停止調整額）は平成 31 年度の額であり、賃金や物価の変動により改定されます。

注 加給年金額は上記の計算により、老齢厚生年金の一部が支給されれば全額支給されますが、老齢厚生年金が全額支給停止の場合は、加給年金額も全額停止となります。

7 年金払い退職給付

被用者年金制度一元化により、新たに創設された公務員の退職給付です。



(1) 基本事項

ア 財政方式

将来の年金給付に必要な原資を利子とともに積み立てる「積立方式」です。

イ 掛金の支払い

年金払い退職給付の原資となる掛金（退職等年金分掛金）は、厚生年金保険料とは別に積み立てます。

注 給与から掛金が控除できない場合等、当該月中に掛金が納付されないと、将来の年金額に影響することがありますので、ご注意ください。

(2) 退職年金

1年以上引き続き組合員期間を有し65歳以上で、かつ公務員を退職されている方が受給できます。原則として、給付算定基礎額（積立金と利子の累計額）の半分が終身退職年金、もう半分が有期退職年金として支給されます。ただし、組合員期間が10年未満の方は、終身退職年金、有期退職年金ともに、給付算定基礎額の1/4の支給となります。

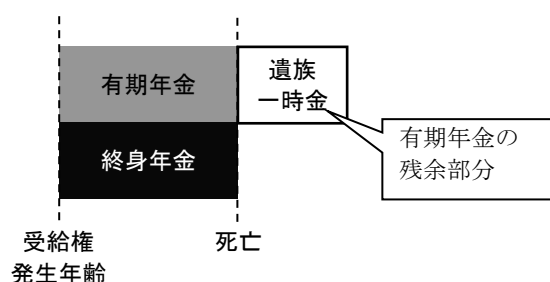
(7) 有期退職年金の受給方法

有期退職年金は、10年、20年又は一時金での受給を選択します。



(4) 有期退職年金受給中に死亡した場合

受給者本人が死亡した場合には、終身退職年金部分の支給は終了します。有期退職年金の残余部分は遺族に一時金として支給されます（遺族一時金）。



(3) 公務障害年金

平成 27 年 10 月 1 日以降、公務（通勤災害を除く。）による病気又は負傷によって、障害等級の 1 級から 3 級までに該当する障害状態となった場合、年金払い退職給付分として、公務障害年金が支給されます。ただし、在職中は支給が停止されます。

(4) 公務遺族年金

平成 27 年 10 月 1 日以降に公務傷病（通勤災害を除く。）により死亡した場合、又は公務障害年金の受給権者が当該公務障害年金の給付事由となった公務傷病により死亡した場合、遺族厚生年金に加え、公務遺族年金が支給されます。ただし、遺族一時金がある場合は、公務遺族年金と遺族一時金のどちらかを選択します(P161 参照)。

また、通勤災害の場合は公務遺族年金の受給権は生じないため、経過的職域加算額（共済年金）と遺族一時金のどちらかを選択します。

8 退職したときの年金関係手続

1 月以上の組合員期間がある方が退職（任用期間終了）した時、以下の 1～3 に該当する各手続を速やかに行ってください。

- 1 老齢厚生年金の支給開始年齢に達する前に退職する方（下記）
- 2 引き続き他の公務員共済組合へ転出又は公立学校共済組合の他支部へ異動する方（P148）
- 3 老齢厚生年金の支給開始年齢に達した後に退職（資格喪失）する方（P148）

「1 月以上の組合員期間がある方」とは

正規職員、産休・育休代替教職員等で、共済組合員資格取得月の末日以降に退職^注したすべての方

^注 60 歳以上の場合は、資格を取得した月の末日まで任用が続かない場合でも、年金加入期間に算入するため、「1 月以上の組合員」に該当します。

※ 共済組合員資格の取得については P22、23 を参照してください。

1 老齢厚生年金の支給開始年齢に達する前に退職する方

年金待機者登録を行う必要があるため、「退職届書（年金待機者登録届書）」を提出してください。

60 歳未満で退職する方の場合、国民年金への加入も必要になります。→P147（2）参照

(1) 年金待機者登録

年金待機者登録とは、将来の年金決定に必要な年金記録（公務員として働いた共済組合員期間と給与記録等）を年金データとして登録する手続です。組合員本人の申請（「退職届書」の提出）によって登録を行うため、忘れずに提出してください。

ア 事務手続

「退職届書（年金待機者登録届書）」を「一般組合員資格喪失届書」及び組合員証等と一緒に資格担当へ提出してください。様式は「福利厚生事務の手引 別冊様式集」及び公立学校共済組合東京支部ホームページに掲載されています。

提出方法、必要書類については P24 も参照してください。

【注意点 1】

1 日以上空けて、他の公務員共済組合に転出する方又は公立学校共済組合他支部へ異動する方は、「退職届書」に加え、「組合員転出・異動届書」を提出してください。

<例>退職日が令和 2 年 3 月 31 日／次の公務員採用日が令和 2 年 4 月 2 日以降

公務員としての期間は令和 2 年 3 月 31 日で 1 度終了するため「退職届書」の提出が必要です。また、1 日空けて他の公務員共済組合に転出しているため「組合員転出・異動届書」の提出も必要です。

	H10. 4. 1 採用		R2. 3. 31 退職		R2. 4. 2 採用
勤務先	都立学校教職員			R2. 4. 1 (空白)	国立大学教職員
共済組合	公立学校共済組合（東京支部）組合員				国家公務員共済組合

【注意点 2】

以下の所属所を退職する方は、上記に加え、「履歴書」及び「期末手当の記録」（退職発令・任命権者の証明のあるもの）を各1部添付してください。以下に該当しない区市町村立及び都立学校勤務の教職員の方は不要です。

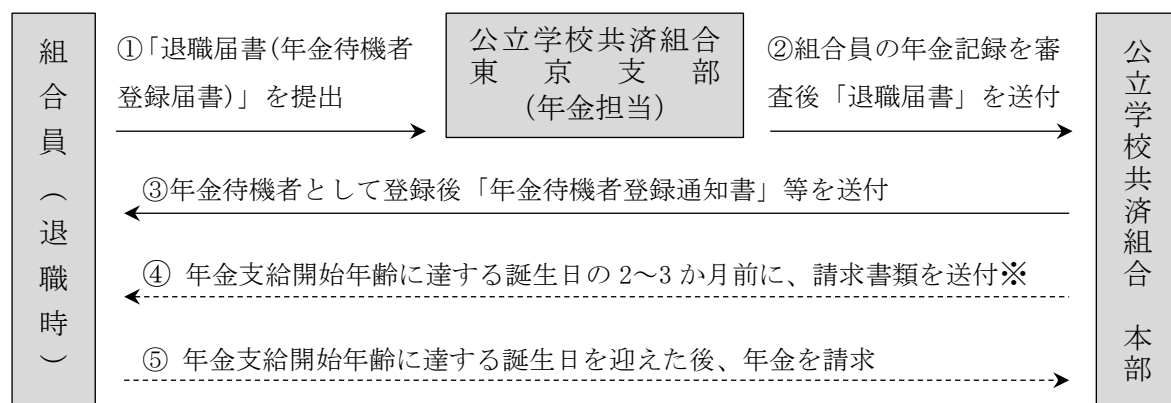
- 区立幼稚園 ○千代田区立九段中等教育学校 ○区教委が独自採用する教職員
- 首都大学東京 ○関東中央病院 ○職員労働組合
- 公立学校共済組合本部及び東京支部の職員

イ 年金待機者登録の流れ

「退職届書（年金待機者登録届書）」を提出することにより、年金受給の待機者として登録され、公立学校共済組合本部から待機者番号の付された「年金待機者登録通知書」と「年金待機者となられた方へ」（パンフレット）が自宅へ送付されます。

年金待機者の方には将来、老齢厚生年金の支給開始年齢に達した時に、年金の請求書類が届きますので、請求手続きを行ってください。

<年金待機者登録から年金請求までの流れ>



※ 被用者年金制度一元化により、請求書は年金支給開始年齢時において、最後に加入していた被用者年金の実施機関（各共済組合・日本年金機構）から送付されます。

(2) 国民年金への加入

60歳に達するまでは、国民年金への加入が義務付けられています。

	退職後の状況	種別	手続方法
ア	再就職 (一般厚生年金、私学厚生年金、公務員厚生年金への加入)	国民年金 第2号被保険者	再就職先で手続 (一般厚生年金、私学厚生年金、公務員厚生年金等への加入手続)
イ	配偶者の被扶養者になる	国民年金 第3号被保険者	配偶者の勤務先で国民年金第3号被保険者の届出
ウ	ア、イ以外	国民年金 第1号被保険者	居住地の区市町村国民年金課で加入手続

2 引き続き他の公務員共済組合へ転出又は公立学校共済組合の他支部へ異動する方

組合員原票等の移管が必要となるため、「組合員転出・異動届書」を提出してください。

(1) 組合員原票等移管

1 日も空かずに、引き続き他の公務員共済組合に転出する方又は公立学校共済組合の他支部へ異動する方については、公立学校共済組合員期間中の年金記録を、転出（異動）先の共済組合・支部へ引き継ぐ必要があります。これを原票移管と言います。

どの組合・支部へ転出（異動）したかを把握するため、必ず「組合員転出・異動届書」を提出してください。原票移管を行うことで、公務員期間の年金が通算され、将来、最後に所属した公務員共済組合から年金が支給されることになります。

ア 事務手続

「組合員転出・異動届書」を「一般組合員資格喪失届書」及び組合員証等と一緒に資格担当へ提出してください。様式は「福利厚生事務の手引き 別冊様式集」及び公立学校共済組合東京支部ホームページに掲載されています。

提出方法、必要書類については P24 も参照してください。

【注意点 1】

1 日以上空けて、他の公務員共済組合に転出する方又は公立学校共済組合他支部へ異動する方は、「組合員転出・異動届書」に加え、「退職届書（年金待機者登録届書）」を提出してください。

P145<例>を参照してください。

【注意点 2】

以下の所属所を退職する方は、上記に加え、「履歴書」及び「期末手当の記録」（退職発令・任命権者の証明のあるもの）を各 1 部添付してください。以下に該当しない区市町村立及び都立学校勤務の教職員の方は不要です。

- | | | |
|----------------------|----------------|----------------|
| ○区立幼稚園 | ○千代田区立九段中等教育学校 | ○区教委が独自採用する教職員 |
| ○首都大学東京 | ○関東中央病院 | ○職員労働組合 |
| ○公立学校共済組合本部及び東京支部の職員 | | |

3 老齢厚生年金の支給開始年齢に達した後に退職（資格喪失）する方

老齢厚生年金の支給開始年齢に達した後も在職中の方（再任用フルタイム勤務、首都大学東京勤務、産休・育休代替教職員等）は、賃金等との支給調整により老齢厚生年金が一部又は全額支給停止となっています。退職後に年金を受給するためには「退職改定」を行い、支給停止を解除する必要があります。

年度末に退職される方は、3 月上旬までに年金担当から「退職改定」手続の書類を送付しますので、案内に従って手続を進めてください。

なお、年度途中に退職される方は、その都度、改定手続書類を送付しますので、必ず年金担当へご連絡ください。

9 障害給付

障害給付には、「障害厚生年金」、「障害基礎年金」及び「障害手当金」があります。在職中であっても請求することができます。

請求手続は原則、組合員（退職者を含む。）が行います。

障害給付の概要は以下のとおりです。手続をしたい方が申し出たときは、当支部の障害給付担当に連絡するようお知らせください。

1 障害厚生年金

障害厚生年金は、組合員期間中に初診日がある傷病により、法に定める障害等級 1 級、2 級又は 3 級に該当する程度の障害状態になったときに支給される年金です。

障害等級が 1 級又は 2 級のときは、国民年金法による「障害基礎年金」も併せて支給されます。（詳細は P153「2 障害基礎年金」参照）

(1) 障害厚生年金の受給要件

次のア、イ、ウすべてを満たすことが必要です。

ア 組合員期間中に病気にかかり又は負傷した方が、その傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下、「初診日」という。）があること

イ 初診日から起算して、原則 1 年 6 月を経過した日（以下「障害認定日」という。）又は障害認定日後 65 歳に達する日の前日までの間に、障害等級が 1 級から 3 級までの状態にあること

ウ 初診日の前日において、以下の①又は②の保険料納付要件を満たしていること

① 20 歳に到達した月から初診日の属する月の前々月までにおいて、3 分の 2 以上の期間の国民年金保険料を納付していること（保険料免除期間を含む。）

② 初診日が令和 8 年 3 月 31 日以前で、初診日に 65 歳未満であり、初診日の属する月の前々月までの直近の 1 年間に、国民年金の保険料未納期間がないこと

(2) 障害認定の特例症例について

障害認定日とは、原則、初診日から起算して 1 年 6 月を経過した日又は 1 年 6 月以内にその傷病が治った日※をいいます。

ただし下記の「特例症例」に該当した場合は、障害認定日は次のとおりとなります。（初診日から逆算して 1 年 6 月を越える場合を除く。）

主な傷病については P154 の【参考 1】をご確認ください。

特例症例の現症	障害認定日
上肢・下肢を離断又は切断したもの	離断又は切断した日
人工骨頭又は人工関節を挿入、置換したもの	人工骨頭又は人工関節の挿入、置換の日
心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器（ICD）又は人工弁を装着したもの	心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器（ICD）又は人工弁を装着した日
人工透析療法を施行したもの	人工透析療法の開始日から起算して 3 か月を経過した日
人工肛門を造設し又は尿路変更術を施したもの	人工肛門を造設し又は尿路変更術を施してから 6 か月を経過した日
新膀胱を造設したもの	新膀胱を造設した日
咽頭全摘出手術を施したもの	咽頭全摘出手術を施した日
在宅酸素療法を行っているもの	在宅酸素療法を開始した日

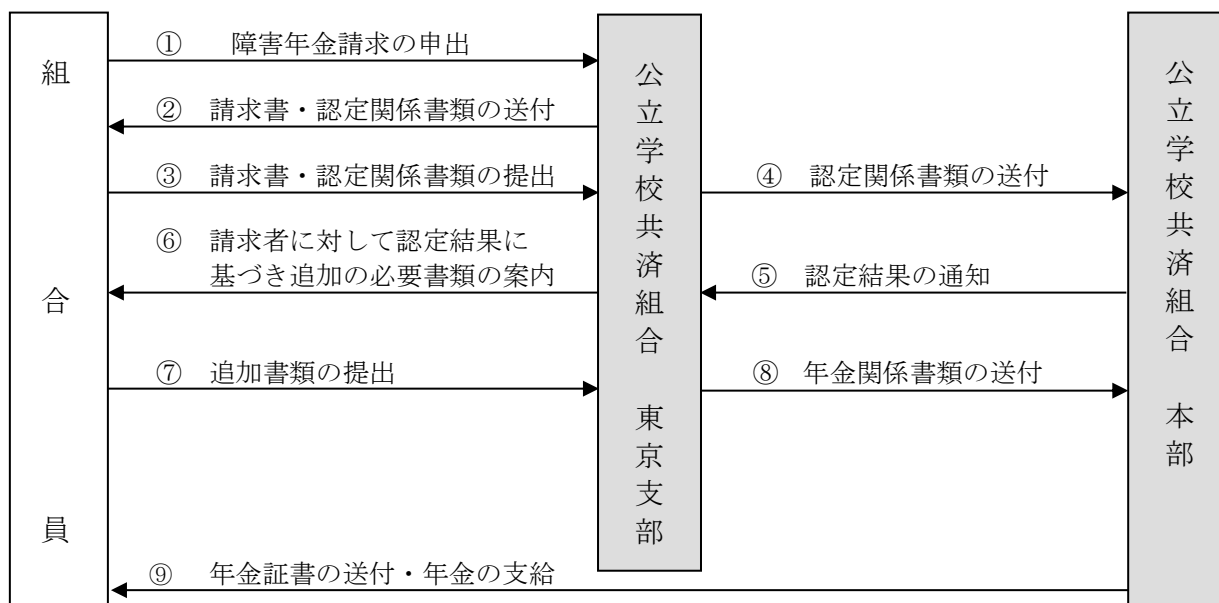
※「傷病が治った日」とは、器質的欠損若しくは変形又は機能障害を残している場合は医学的に傷病が治ったとき又はその症状が安定し、長期にわたってその疾病の固定性が認められ、医療効果が期待し得ない状態に至った場合をいいます。脳血管障害や遷延性植物状態、人工呼吸器使用、胃ろうの造設などがこれに該当する場合がありますが、詳しくは、当支部年金担当までご連絡ください。

(3) 請求手続の流れ

障害厚生年金の請求手続は下図のとおり「障害程度の認定」と「障害厚生年金」の決定請求の二段階となります。

なお、認定関係書類の提出後、結果を通知するまでおおむね3～4か月を要します。また、年金決定に関する追加書類の提出から年金証書の送付まで、さらにおおむね3か月を要します。

<請求手続のイメージ>



①の申出の際には、初診日、傷病名、症状、初診時の病院を転院しているときはその期日等、これまでの病歴について確認しておく必要があります。

(4) 障害年金の請求方法

障害年金の認定は、診断書等による書面審査です。障害等級は障害者手帳の障害等級とは異なります。障害者手帳をお持ちの方も、別途障害程度の認定が必要です。

請求の方法は、次の2つの方法があります。請求しても障害等級に該当しない（障害厚生年金の受給対象にならない）場合もあります。

ア 障害認定日請求

障害認定日に遡って請求する方法です。障害認定日時点の診断書が取得可能な場合、請求できます。障害認定日以降請求時まで障害等級3級以上の障害状態にある場合、障害認定日まで遡って年金が支給されます（ただし、遡って支給されるのは最大でも過去5年分まで）。

なお、障害認定日から1年以上経過している場合に障害認定日請求手続をするときは、診断書は複数枚の提出が必要となります。

イ 事後重症認定請求

障害認定日には障害等級 1 級から 3 級に該当せず、その後症状が進行して、65 歳に達する日の前日までにその傷病により障害等級に該当する程度の障害状態になった方が請求する方法です。請求時（現在時点）の診断書等の提出が必要となります。

なお、障害認定日請求と異なり、診断書は請求時のもののみとなりますが、障害認定日まで遡っての支給はありません。また、事後重症認定請求は、65 歳に達する日の前日までに請求しなければなりません。繰上げ支給の老齢年金受給者は、請求できません。

(5) 障害程度の認定基準（障害等級）

障害程度の認定基準（各公的年金制度共通）は次のとおりです。障害の程度に基づく障害の状態は P154 以降の【参考 2】障害等級表に規定されています。

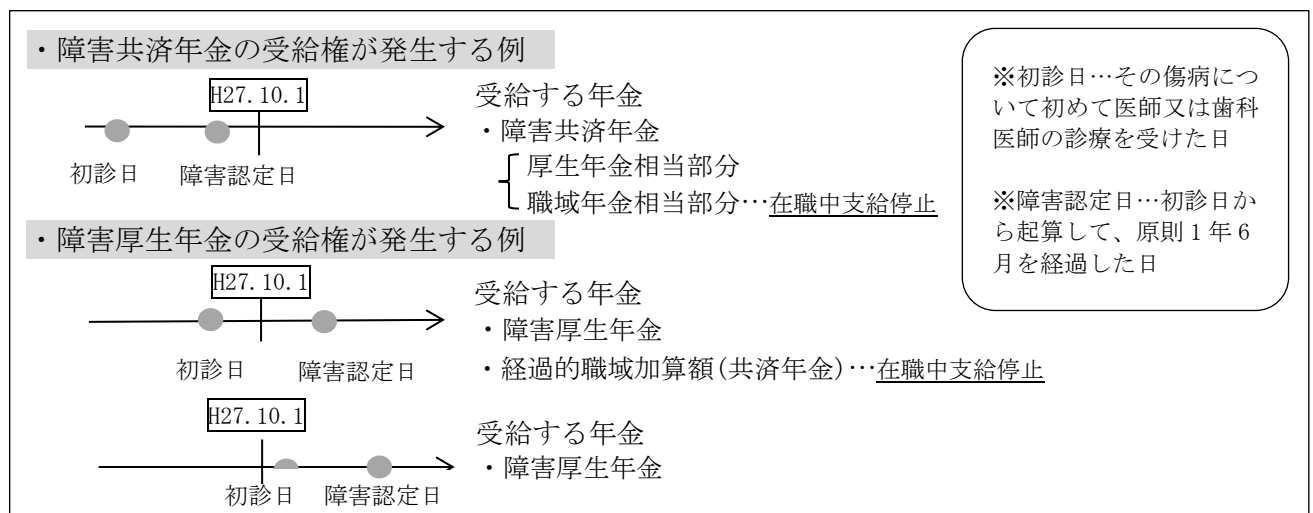
なお、障害等級は障害者手帳の障害等級とは異なります。

1 級	身体の機能障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、* <u>日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度</u> のものとしします。
*	「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」とは人の介助を受けなければほとんど自分の用を済ませることができない程度のものです。例えば身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできない又は行ってはいけないもの。活動範囲が概ね、病院内の生活でいえばベッド周辺に限られ、家庭内の生活でいえば就床室内に限られるものです。
2 級	身体の機能障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、* <u>日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度</u> のものとしします。
*	「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」とは必ずしも人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働による収入を得ることができない程度です。例えば、家庭内の極めて温和な活動（軽食作り、下着程度の洗濯等）はできるが、それ以上の活動はできない又は行ってはいけないもの。活動範囲が概ね、病院内の生活でいえば病棟内に限られ、家庭内の生活でいえば家屋内に限られるものです。
3 級	労働が著しい制限を受けるか又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとしします。「障害が治らないもの」にあつては、労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度のものとしします。

(6) 障害年金の支給

平成 27 年 10 月 1 日の被用者年金制度一元化前に障害認定日がある場合、「障害共済年金」が決定しますが、一元化以降に障害認定日がある場合は「障害厚生年金」が決定します。ただし、障害認定日が一元化前でも事後重症認定請求となったときは「障害厚生年金」が決定します。

障害共済年金は、一元化前は原則として在職中支給停止でしたが、一元化後は既に障害共済年金の受給権が決定していた方も含めて、職域部分を除き在職中でも支給されます。



(7) 障害年金の内訳

年金額は、障害認定日や障害等級等によりその額は異なります。

なお、障害認定日において、二以上の種別の厚生年金被保険者期間を有する方の障害厚生年金は、それぞれの期間を合算して一つであるものとみなして、原則として組合員が初診日において加入している（加入していた）実施機関において決定されます。

障害年金の内訳

	障害等級 1 級	障害等級 2 級	障害等級 3 級
年金払い退職給付 (新 3 階部分)	公務障害年金※1	公務障害年金※1	公務障害年金※1
旧共済年金 (旧 3 階部分)	経過的職域加算額※ 1	経過的職域加算額※1	経過的職域加算額※1
厚生年金制度 (2 階部分)	障害厚生年金 (報酬比例の年金額×1.25) (該当者がいる場合、配偶者の加給年金額※2)	障害厚生年金 (報酬比例の年金額) (該当者がいる場合、配偶者の加給年金額※2)	障害厚生年金 (報酬比例の年金額) (最低保障額 585,100 円)
国民年金制度 (1 階部分)	障害基礎年金※3 (P153) (該当者がいる場合、子の加算額)	障害基礎年金※3 (P153) (該当者がいる場合、子の加算額)	

※1 初診日が平成 27 年 10 月 1 日以降で通勤災害を除く公務災害により障害となった場合は、障害厚生年金に加えて年金払い退職給付（新 3 階部分）の「公務障害年金」が支給されます。ただし、組合員である間、公務障害年金は支給停止となります。

※2 経過的職域加算額は、初診日が平成 27 年 9 月 30 日までの場合のみ支給されます。

※3 配偶者の加給年金額（令和元年度の額で 224,500 円）は該当する方のみ対象です（P136 参照）。子の加算額は、該当する方は障害基礎年金に加算されます（P153 参照）。

注） 障害基礎年金の決定・支給は日本年金機構が行います。

(8) 障害厚生年金が決定した場合の留意点

ア 傷病手当金との調整

短期給付の「傷病手当金」を受給している方が、障害厚生年金や障害基礎年金を受給する場合には、以下のように調整されます（P114 参照）。

【傷病手当金との調整イメージ】

傷病手当金[日額]（平均標準報酬日額×2/3）		
障害基礎年金の日額 (年金額×1/264)	障害厚生年金の日額 (年金額×1/264)	

傷病手当金と障害厚生年金等を日額で比較し、差額を傷病手当金として支給

イ 障害程度が変動した場合

再認定年の誕生月に障害程度の確認を行います。障害の程度が増進又は減退した場合は本人の請求により、その障害の程度に応じて年金額が改定されます。

ただし、増進請求は、障害等級3級該当者（かつて1級又は2級に該当したことがある場合を除く。）については65歳に達する日の前日までとなり、老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている方は請求できません。

ウ 障害認定された方のその他の制度

共済組合には次の制度があり申請手続が必要です。詳細は各頁を参照してください。

注 傷病名が人工透析治療をしている慢性腎不全等の場合、高額療養費の自己負担限度額の特例制度があります（詳細はP83参照）。

注 公立学校共済組合の住宅貸付等を借り受け団体信用生命保険に加入している方が障害等級1級に認定された場合、未償還金の返済が免除になる制度があります（詳細はP203参照）。

2 障害基礎年金

障害厚生年金の事務手続の結果、障害等級が1級又は2級に認定されたときは、原則として国民年金法の障害基礎年金も併せて支給されます。障害基礎年金は国民年金に加入した月数にかかわらず、それぞれの障害等級に応じた定額が支給されます。

《年金額》 (平成31年度)

障 害 等 級	1 級	2 級
年 金 額	975,125円	780,100円

【子の加算額】2人目まで1人につき224,500円、3人目以降1人につき74,800円

注 原則、障害基礎年金の障害等級は、障害厚生年金で認定された障害等級と同じ等級となります。

注 子の加算額は、該当する方のみ対象です。

注 同一の子を対象とした児童扶養手当を受給できる場合で、平成26年11月以前に障害基礎年金の受給権が発生した場合は、障害基礎年金に子の加算額を加算するか、児童扶養手当を受給するか、いずれかの選択となります。

3 障害手当金

下記の受給要件に該当する場合に受給権が発生する一時金で、在職中でも支給されます。

(1) 受給要件

組合員期間中に初診日のある病気・けがが初診日から5年以内に治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害程度にあるものに支給されます。

ただし、下記のアからエまでのすべてに該当する必要があります。

ア 組合員期間中に、初診日があること

イ 障害の原因となった病気やけがが初診日から5年以内に治り（症状が固定し）、その治った日（以下「治った日」という。）に障害厚生年金を受けることができない程度の障害の状態であること

ウ 障害基礎年金の受給に必要な保険料納付要件を満たしていること

エ 治った日において、公的年金各法に基づく年金である給付の受給権を有していないこと

オ 障害の原因となった病気やけがについて、地方公務員災害補償法等の規定による障害補償の受給権を有していないこと

注 障害程度はP156の[参考3]の障害手当金認定基準によります。

注 障害手当金認定基準に記載の障害の状態に該当した場合で、その後傷病が治らないときは、障害等級が3級として認定されることがあります。

(2) 障害手当金の額

障害厚生年金（3級）の報酬比例年金額の2倍に相当する額です。

(3) 事務手続

障害厚生年金の事務手続に準じます。

4 障害厚生年金と公務災害の併給について

障害厚生年金の受給者が、公務による傷病と認められ、障害補償又は傷病補償年金が決定した場合、一部を除き併給して受給できます。

また、公務災害の申請手続中でも障害年金の手続をすることが可能です。

なお、公務災害については、P217の「第7章 その他の福利厚生事業 1 公務災害・通勤災害補償」をご確認ください。

[参考1] 障害厚生年金の対象となる主な傷病の例

区分	主な傷病
眼	白内障、緑内障、ブドウ膜炎、眼球萎縮、癒着性角膜白斑、網膜脈絡膜萎縮、網膜色素変性症、糖尿病性網膜症など
聴覚	メニエール病、感音性難聴、突発性難聴、頭部外傷又は音響外傷による内耳障害、薬物中毒による内耳障害など
鼻腔機能	外傷性鼻科疾患など
そしゃく・嚥下機能、言語機能	咽頭摘出術後遺症、上下顎欠損など
肢体	上肢又は下肢の離断又は切断障害、上肢又は下肢の外傷性運動障害、脳卒中、脳軟化症、重症筋無力症、関節リウマチ、ビュルガー症、脊髄損傷、進行性筋ジストロフィー・人工股関節置換など
精神	老年及び初老期認知症、その他の老年性精神病、脳動脈硬化症に伴う精神病、アルコール精神病、頭蓋内感染に伴う精神病、統合失調症、双極性障害（躁うつ病）、てんかん性精神病、高次脳機能障害、その他の詳細不明の精神病など
呼吸器疾患	肺結核、じん肺、気管支喘息、慢性気管支炎、膿胸、肺線維症など
心疾患	慢性心包炎、リウマチ性心包炎、慢性虚血性心疾患、冠状動脈硬化症、狭心症、僧帽弁閉鎖不全症、大動脈弁狭窄症、心筋梗塞など
高血圧	悪性高血圧、高血圧性心疾患、高血圧性腎疾患（ただし、脳溢血による運動障害は除く。）など
腎疾患	慢性腎炎、ネフローゼ症候群、慢性糸球体腎炎、慢性腎不全など
肝疾患	肝硬変、多発性肝腫瘍など
糖尿病	糖尿病、糖尿病性と明示された全ての合併症
その他	白血病、多発性骨髄腫、悪性新生物など及びその他の疾患

【参考 2】 障害等級表

障害の 程 度	障 害 の 状 態	
1 級	1	両眼の視力の和が 0.04 以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
	3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4	両上肢のすべての指を欠くもの
	5	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7	両下肢を足関節以上で欠くもの
	8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
	9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2 級	1	両眼の視力の和が 0.05 以上 0.08 以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
	3	平衡機能に著しい障害を有するもの
	4	そしゃくの機能を欠くもの
	5	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	8	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9	一上肢のすべての指を欠くもの
	10	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	11	両下肢のすべての指を欠くもの
	12	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13	一下肢を足関節以上で欠くもの
	14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
3 級	1	両眼の視力の和が 0.1 以下に減じたもの
	2	両耳の聴力が 40 センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
	3	そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
	4	脊柱の機能に著しい障害を残すもの
	5	一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
	6	一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
	7	長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
	8	一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の三指以上を失ったもの
	9	おや指及びひとさし指を併せ一上肢の四指の用を廃したもの
	10	一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
	11	両下肢の十趾の用を廃したもの
	12	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	13	精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	14	傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの

備考

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 2 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 3 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 趾の用を廃したものとは、第一趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節間関節若しくは近位趾節間関節（第一趾にあっては、趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

【参考 3】 障害手当金認定基準

番号	障 害 の 状 態
1	両眼の視力が0.6以下に減じたもの
2	一眼の視力が0.1以下に減じたもの
3	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
4	両眼による視野が2分の1以上欠損したもの又は両眼の視野が10度以内のもの
5	両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの
6	一耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
7	そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの
8	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
9	脊柱の機能に障害を残すもの
10	一上肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
11	一下肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
12	一下肢を3センチメートル以上短縮したもの
13	長管状骨に著しい転移変形を残すもの
14	一上肢の二指以上を失ったもの
15	一上肢のひとさし指を失ったもの
16	一上肢の三指以上の用を廃したもの
17	ひとさし指を併せ一上肢の二指の用を廃したもの
18	一上肢のおや指の用を廃したもの
19	一下肢の第一趾又は他の四趾以上を失ったもの
20	一下肢の五趾の用を廃したもの
21	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
22	精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

備考

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 2 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 3 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 趾を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 5 趾の用を廃したものとは、第一趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節間関節若しくは近位趾節間関節（第一趾にあっては、趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

10 遺族給付

遺族給付は「遺族厚生年金」と「遺族基礎年金」があり、それぞれの要件に該当した場合に、遺族に支給されます。

1 遺族厚生年金

組合員が在職中に死亡したとき、あるいは老齢厚生年金等の受給権者が死亡したとき、その遺族に公立学校共済組合から支給される年金です。

(1) 受給要件（ア～エのいずれかに該当した場合）

ア 組合員が死亡したとき(注)

イ 組合員であった方が退職後に、組合員であった間に初診日がある傷病により当該初診日から5年以内に死亡したとき(注)

ウ 障害等級の1級、2級に該当する障害厚生（共済）年金の受給権者が死亡したとき

エ 老齢厚生年金、退職共済年金の受給権者又は組合員期間等が25年以上である方が死亡したとき

注 ア及びイの場合は、死亡日の前日において、死亡月の前々月までに被保険者期間の1/3を超える保険料の滞納がないこと。

ただし、令和8年3月までは、1/3を超える滞納があっても、死亡日に65歳未満で死亡月の前々月までの直近1年間に保険料の滞納がなければ受給要件を満たします。

(2) 遺族の範囲と受給の順位

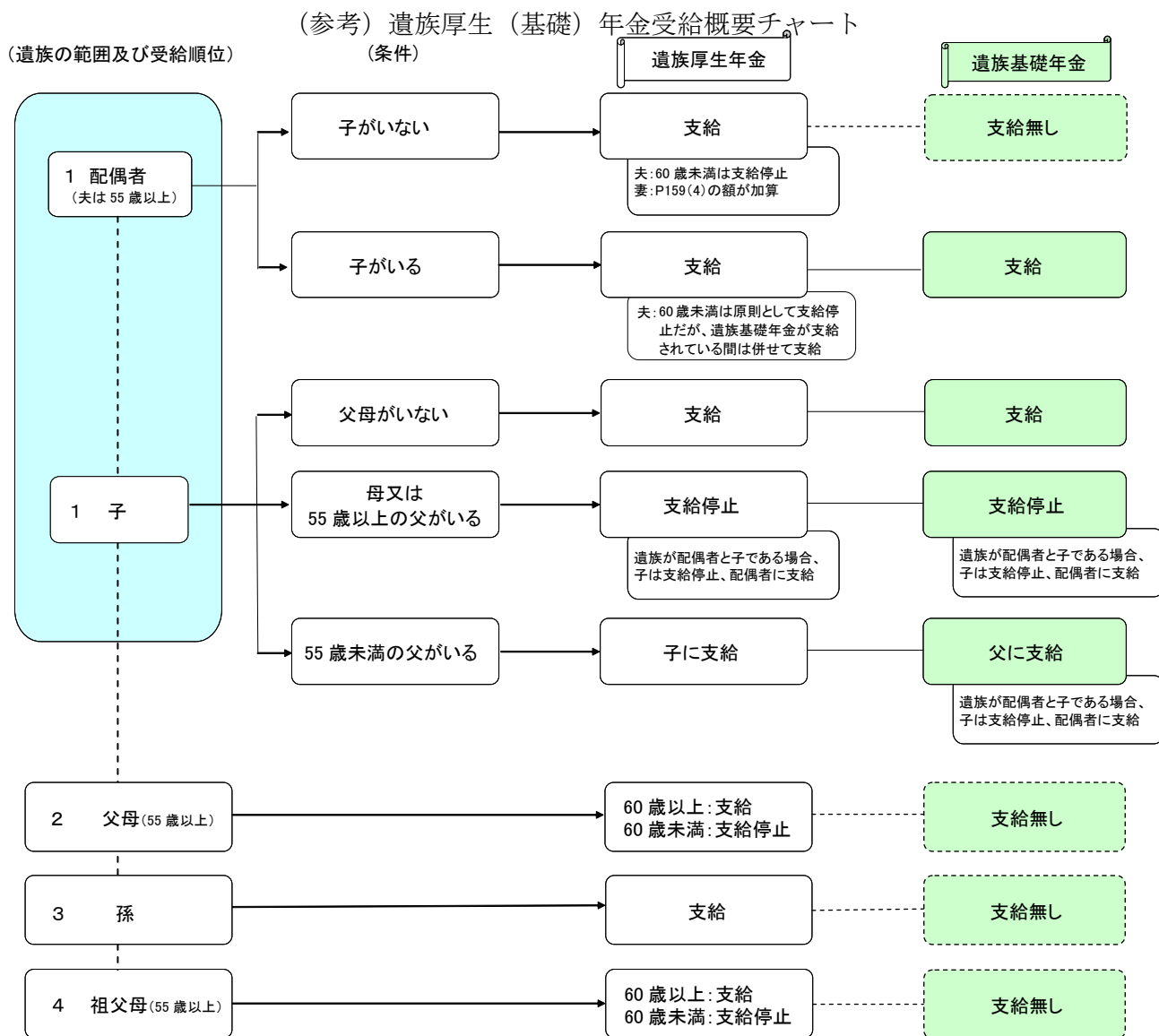
遺族とは、組合員又は組合員であった方の死亡の当時、その方と生計を共にし、かつ、恒常的收入が年額850万円（所得額では655万5千円）未満*¹の次の方をいいます。

順位	遺 族	備 考
1	配偶者* ² 子	●夫は55歳以上（原則として60歳未満は支給停止） ●子（胎児を含む）は現に婚姻をしていない以下のいずれかに該当する方 ①18歳に達する日の属する年度末までの間にある方 ②20歳未満であって、障害等級の1級・2級に該当する障害状態にある方
2	父母	55歳以上（60歳未満は支給停止）
3	孫	子と同じ
4	祖父母	父母と同じ

*¹ 恒常的な収入が年額850万円以上であるが、年金受給権発生日（死亡年月日）時点からおおむね5年以内に定年退職等により確実に年額850万円未満になることが明らかな場合は遺族となります。

*² 届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。

遺族の範囲と受給の順位と条件等について、一般的なチャートを以下に掲載しましたので、参考にしてください。



(3) 年金額

遺族厚生年金の額は、原則として老齢厚生年金と経過的職域加算額（共済年金）を合計した額の4分の3に相当する額になります。

なお、遺族が妻であるときは、中高齢寡婦加算額が加算される場合があります。後述の(4)を参照してください。

$$\text{遺族厚生年金の額} = \left(\text{老齢厚生年金の額} + \text{経過的職域加算額}^{*1} \right) \times \frac{3}{4}^{*2} + \text{中高齢寡婦加算額}$$

*¹ 平成27年9月30日までの間に公務員期間がある方に支給されます。

*² 令和7年10月受給権発生分から経過的職域加算額が毎年2.5%ずつ引き下げとなり、最終的に令和16年10月以降は1/2となります。

注 二以上の種別の厚生年金被保険者期間を有する組合員等が死亡した場合は、原則としてそれぞれの期間を合算して、最後に加入していた実施機関が決定・支給します。

(4) 中高齢寡婦加算及び経過的中高齢寡婦加算（子のいない中高齢の妻に対する加算）

ア 中高齢寡婦加算

遺族厚生年金の受給権者である妻が40歳以上65歳未満であり、かつ、18歳未満の子等がないときは、妻が65歳に達するまでの間、中高齢寡婦加算が加算されます。65歳に達して本人の老齢基礎年金を受給できるようになると、この加算はなくなります。

○加算額 585,100 円（平成31年度の額）

イ 経過的中高齢寡婦加算

受給権者である妻が満65歳に達すると中高齢寡婦加算はなくなります。

ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた妻には、国民年金への加入期間が短く老齢基礎年金の額が低額となるため、65歳以降、生年月日に応じて経過的中高齢寡婦加算が支給されます。

○加算額（平成31年度の額）

妻の生年月日	経過的中高齢寡婦加算額
昭和25年4月2日 ～ 昭和26年4月1日	117,040 円
昭和26年4月2日 ～ 昭和27年4月1日	97,537 円
昭和27年4月2日 ～ 昭和28年4月1日	78,035 円
昭和28年4月2日 ～ 昭和29年4月1日	58,532 円
昭和29年4月2日 ～ 昭和30年4月1日	39,030 円
昭和30年4月2日 ～ 昭和31年4月1日	19,527 円
昭和31年4月2日以降	なし

(5) 遺族厚生年金の支給の停止

ア 夫、父母又は祖父母が遺族である場合は、60歳に達するまで支給が停止されます。

ただし、その方が1級・2級の障害の状態にあるときは停止されません。

イ 配偶者及び子が遺族である場合、配偶者に支給されている間、子に対する支給が停止されます。

(6) 遺族厚生年金の失権

遺族厚生年金を受ける方が、下記のいずれかに該当する場合はその権利を失うことになります。

ア 死亡したとき

イ 婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）したとき

ウ 直系血族及び直系姻族以外の方の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある場合を含む。）となったとき

エ 死亡した組合員であった方との親族関係が離縁によって終了したとき

オ 子又は孫（障害等級の1級・2級に該当する障害の状態にあるときは除く。）が、18歳に達した日の属する年度末が終了したとき

カ 障害等級の1級・2級に該当する障害の状態にある子又は孫が、20歳に達したとき

キ 障害等級の1級・2級に該当する障害の状態にある子又は孫について、障害等級の1級・2級に該当しなくなったとき（ただし、18歳に達する日の属する年度末までの間にあるときを除く。）

(7) 若年期の妻に対する遺族厚生年金

組合員が死亡したときに子のいない 30 歳未満の妻が受給している遺族厚生年金は、5 年間で打ち切られます。

また、組合員が死亡したときに子のいる妻でも、妻が 30 歳に達する以前に子がいなくなったときは、子がなくなったときから 5 年間で打ち切られます。

2 遺族基礎年金

(1) 受給要件

次の要件に該当する遺族である配偶者と子には、原則として日本年金機構より遺族基礎年金が支給されます。

ア 配偶者…… イの子と生計を同じくし、かつ、恒常的な収入が 850 万円未満であること

イ 子……… 満 18 歳に達する年度末までの間にある子又は 20 歳未満で 1 級・2 級の障害の状態にある子で、かつ、配偶者のいない方

なお、配偶者が遺族基礎年金を受けている間は、子の遺族基礎年金は支給停止になります。

(2) 年金額（平成 31 年度）

	基本額	子の加算額
子のある配偶者が受ける場合	780,100 円	・ 第 1 子と第 2 子 各 224,500 円 ・ 第 3 子以降 各 74,800 円
子が受ける場合	780,100 円	・ 第 2 子 224,500 円 ・ 第 3 子以降 各 74,800 円

3 請求手続

組合員が在職中に死亡したときは、所属所の事務担当者（以下「所属所」という。）から、公立学校共済組合東京支部年金担当（以下「年金担当」という。）に連絡いただき、以下の流れで手続を行います。

＜請求から年金決定までの流れ＞

- ① 年金担当に組合員死亡の連絡をする。
- ② 所属所に年金担当から「遺族厚生年金受付票」が送付される。
- ③ 「遺族厚生年金受付票」に遺族等の情報を記入し、年金担当に送付する。

※ 年金担当で「遺族厚生年金受付票」の記入内容を確認し、受給要件に該当する方がいない場合はここで手続終了となります。

- ④ 受給要件に該当する遺族がいる場合、所属所に年金担当から年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）一式と、請求者が提出する書類の一覧を記載した「遺族厚生年金の手引」が送付される。
- ⑤ 必要事項を記載した請求書と提出書類一式を年金担当に送付する。

※ 不備がある場合や追加で書類が必要な場合は年金担当から所属所に連絡します。

- ⑥ 書類審査終了後、年金担当から公立学校共済組合本部（以下「本部」という。）に請求書類を送付する。
- ⑦ 本部が年金を決定し、請求者に年金証書が送付され、年金が支給される。

<遺族厚生年金の請求必要書類>

	必 要 提 出 書 類 (原本と写し各 1 部)
1	年金請求書 (国民年金・厚生年金保険遺族給付)
2	年金請求書 (国民年金・厚生年金保険遺族給付) 別紙 ※ 請求者が 2 名以上のとき必要
3	年金受給選択申出書 ※ 併給調整の対象となる年金受給者であるとき必要
4	戸籍の謄本 (死亡日以降に発行されたもので、請求者の氏名・続柄・生年月日を確認できる戸籍謄本)
5	マイナンバーの確認書類及び身元確認書類
6	死亡診断書 (死体検案書等 コピーでも可) 又は死亡届の記載事項証明書
7	請求者の基礎年金番号がわかる書類のコピー (基礎年金番号通知書、年金手帳等)
8	その他の必要書類 (該当者のみ適宜)

注 受給要件に該当する遺族の有無及び必要書類等については、「遺族厚生年金受付票」をもとに年金担当から、所属所に連絡します。

4 組合員等の死亡によるその他の給付

(1) 遺族一時金

平成 27 年 10 月以降に組合員期間のある組合員等が死亡したとき、「年金払い退職給付」のうち有期年金部分で死亡した組合員等にまだ支給していなかった残期間に相当する部分が、その方の遺族に一時金として支給されます (P145 参照)。

(2) 公務遺族年金

公務災害により死亡したときは、「年金払い退職給付」の公務遺族年金が支給されます (P145 参照)。

注 公務災害による傷病治療のため医療機関を受診した日 (初診日) が平成 27 年 10 月 1 日以降にある場合に限りです。

(3) 未支給年金

厚生年金は受給権者が死亡した月まで支給されるため、生計同一であった遺族が未払い期間分の年金を請求することができます。

1 1 離婚時の年金分割制度(標準報酬改定)

離婚時の年金分割制度とは、離婚した場合に厚生年金保険の加入記録を分割する仕組みです。請求に基づき婚姻期間中の厚生年金記録(標準報酬月額・標準賞与額)を当事者間で分割することができます。

年金の分割は、当事者からの請求に基づいて行われ、離婚することによって自動的に行われるものではありません。

(1) 合意分割制度

当事者の合意又は裁判所等の決定した按分割合に基づき、婚姻期間中(平成19年4月前の期間を含む。)の標準報酬を分割することができます。

ア 合意分割制度の対象になるのは、平成19年4月1日以降に離婚した方で、請求期限(離婚をした日の翌日から2年)を経過していない方です。

イ 按分割合は、2分の1を超えることはできません。

ウ 分割を受けても、受けた方が自身の受給要件(受給開始年齢や受給資格期間)を満たさなければ、当該年金を受給できません。また、分割を行った方がその後死亡しても、分割を受けた方の年金は変わりません。

エ 年金額のうち、いわゆる「1階部分」にあたる基礎年金には影響しません。

(2) 3号分割制度

ア 分割の対象期間は、平成20年4月1日以降の国民年金第3号被保険者期間(1か月以上)です。

イ 当事者間の合意や裁判手続等を経ず、当事者一方からの請求により行うことができます。

ウ 按分割合は、2分の1(固定)です。

その他の分割後の年金受給要件等は、上記(1)ウ及びエと同様です。

(3) 年金分割制度に関する手続

ア 情報通知書の請求

当事者間の合意又は裁判手続等により按分割合を定めるために必要な「年金分割のための情報通知書」を請求に基づき発行します。

また、情報提供を受けた日から3か月を経過していない場合は、原則として再び請求することはできません。

イ 年金分割の請求(標準報酬改定請求)

当事者間の合意又は裁判手続等により定められた按分割合をもって、分割の請求をすることができます。按分割合を定めたとしても、この請求を行わなければ分割されません。

なお、3号分割のみ請求する場合は、当事者二人の合意は必要なく、第3号被保険者であった方からの手続によって年金分割が認められます。

請求できるのは、原則として離婚日から2年以内です。ただし、裁判が長引き2年に及んでいるなど、請求期限の例外が適用できる場合がありますので、公立学校共済組合までお問合せください。

12 年金に関わる注意事項

(1) 退職一時金の返還

ア 該当者

(ア) 昭和54年12月31日以前に組合員期間が1年以上で公務員を退職し、退職一時金を受給した方で、その前歴を含めた組合員期間が20年以上となる方

(イ) 20年に満たないが、退職一時金受給の際、原資控除（年金を受給するための権利を残すため、退職一時金から年金の原資を控除すること。）を受けた方

上記の方は、受給した退職一時金に利子を付して返還していただくことにより、その期間を通算して老齢厚生年金を決定します。なお、通算の有無を選択することはできません。

イ 返還額

返還額は、退職一時金の受給額に、期間及び利率に応じて複利計算により算定した利子に相当する額を加えた額となります。利子の計算期間は、退職一時金を受給された翌月から老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなった日の属する月までの期間です。

【返還額の目安】

期 間	返 還 額
29年～31年	受給額の約5倍
32年～34年	受給額の約6倍
35年～	受給額の約7倍

ウ 返還方法

年金請求書記入時に、次のア、イのいずれかを選択します。

ア 年金の各支給期における年金支給額の2分の1を返還に充当し、返還すべき額に達するまで控除

イ 1年以内に現金で一括又は分割して返還

エ 返還手続

該当者の方には、年金受給権発生時に送付する年金請求書の「退職一時金に係る項目」に返還見込額が記載されていますので、必要事項を記入してください。

(2) 雇用保険法の給付と年金の調整

65歳未満の老齢厚生年金の受給者が、雇用保険の基本手当（失業給付）を受ける場合は、経過職域加算額（共済年金）及び退職年金を除いた年金が支給停止となります。

なお、公務員は雇用保険の被保険者とされていないため、失業給付の対象となりません。ただし、公立大学法人等の組合員、公務員を退職後に雇用保険適用事業所（東京都の再任用職員、非常勤教員（日勤講師）を含む。）に再就職した後に退職し、失業給付等を受給することとなった場合は、調整の対象となりますのでご注意ください。

失業保険を受給される場合は、年金とどちらを受給したら有利か十分検討してください。

(3) 刑罰等による給付の制限

組合員又は組合員であった者が、停職以上の懲戒処分を受けた場合、退職手当支給制限等の処分を受けた場合又は禁錮以上の刑に処された場合は、支給を受ける経過的職域加算額（共済年金）、退職年金（終身年金に限る）及び公務障害年金の額の全部又は一部が支給停止となります。

また、遺族厚生（共済）年金の受給者が禁錮以上の刑に処された場合、支給を受ける経過的職域加算額（共済年金）、公務遺族年金の額の一部が支給停止となります。

ア 制限される期間

当該給付制限を開始すべき月から通算して最大 60 月

イ 給付制限の対象者と割合

区分	対象者	制限額の計算式
禁錮以上の刑	組合員 受給権者	退職年金（終身年金に限る）の額 $\text{経過的職域加算額（共済年金）} \times \frac{50}{100}$ $\text{公務障害年金} \times \frac{50}{100}$ 公務遺族年金
懲戒 免職	組合員	$\text{退職年金（終身年金に限る）} \times \frac{\text{懲戒処分による退職に引き続く組合員期間}}{\text{年金の基礎となった組合員期間}}$ $\text{経過的職域加算額（共済年金）} \times \frac{\text{懲戒処分による退職に引き続く組合員期間}}{\text{年金の基礎となった組合員期間}} \times \frac{50}{100}$ $\text{公務障害年金} \times \frac{\text{懲戒処分による退職に引き続く組合員期間}}{\text{年金の基礎となった組合員期間}} \times \frac{50}{100}$
停職 処分	組合員	$\text{退職年金（終身年金に限る）} \times \frac{\text{停職処分を受けた期間の日数}}{365 \text{ 日}} \times \frac{50}{100}$ $\text{経過的職域加算額（共済年金）} \times \frac{\text{停職処分を受けた組合員期間}}{\text{年金の基礎となった組合員期間}} \times \frac{25}{100}$ $\text{公務障害年金} \times \frac{\text{停職処分を受けた期間の日数}}{365 \text{ 日}} \times \frac{25}{100}$

(4) 年金と傷病手当金との調整

老齢、障害年金を受給している方が傷病手当金を受けている場合は、傷病手当金との調整があります。

傷病手当金は、年金の支給額との差額が支給され、年金の支給額が多いときは傷病手当金の支給はありません。（傷病手当金については P111 参照）

(5) 年金と損害賠償との調整

自動車事故などのように、その原因が第三者による行為であるものによって、組合員が負傷又は死亡した場合、組合員又は遺族は、加害者である第三者に対し損害賠償請求を行うことができます。また、同時に、その事故により障害状態になったときは組合員に障害年金、死亡したときは遺族に遺族年金を受ける権利が発生した場合、同一の理由により二重の生活保障を受けることを避けるために、損害賠償金の中の生活保障に相当する額（逸失利益）について、年金の支払いが調整されます。調整は、事故日の翌月から起算して最長 36 か月の範囲内で行われます。

なお、組合員の過失が 10 割で損害賠償が受けられない場合や、単独事故の場合、犯罪被害者等給付金支給法に基づく支給が行われる場合等は、調整が発生しません。

(6) 時効について

年金は受給権を有していても、請求しなければ支給されません。受給権の時効は原則として 5 年です。受給する権利が発生した場合は速やかに手続をしてください。

(7) 基礎年金番号について

公的年金制度（国民年金・厚生年金・共済年金）では、平成 9 年 1 月から加入制度が変わった場合でも共通の番号として使用される「基礎年金番号」が用いられています。

この番号によって、組合員のすべての公的年金制度の加入記録を把握し、加入期間の照会や年金相談、請求手続等が迅速、確実にできるようになりました。

そのため、**共済組合資格取得時には、「一般組合員資格取得届書」に基礎年金番号の正確な記入をお願いします。**

また、基礎年金番号施行時に組合員であった方には、平成 9 年 2 月に基礎年金番号通知書を送付済です。20 歳未満又は国民年金や厚生年金に未加入のまま、共済組合の資格を取得した方には、所属所を通じて基礎年金番号通知書を送付します。

なお、基礎年金番号未付番の 20 歳未満の子に遺族厚生年金を決定する場合、新たに基礎年金番号が付番されます。

(8) 個人番号（マイナンバー）について

令和元年 7 月から、厚生年金等※の請求においてもマイナンバーを提示することで住民票等の添付が不要となりました。

ただし、何らかの理由でご提示いただいたマイナンバーによる情報照会ができない場合、住民票等の書類の添付をお願いする場合があります。

※ 3 歳未満養育特例の申出については、マイナンバー提示による取扱い令和 2 年度以降となる予定です。

13 年金Q&A

Q1 定年退職したら、すぐに老齢厚生年金がもらえますか？

A1 平成25年度以降の定年退職の方（昭和28年4月2生まれ以降）は段階的に、特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢が引き上げられていますので、定年退職後すぐに受給できません（P137 参照）。

Q2 共済年金が厚生年金に統合されましたが、職域年金相当部分はどうなりますか？

A2 被用者年金制度一元化により、職域年金相当部分は廃止されましたが、一元化前までの期間は、経過職域加算額として支給されます。

なお、一元化後の期間は、新たな退職給付として「年金払い退職給付」が創設されました。（P144 参照）

Q3 65歳までの間に支給される特別支給の老齢厚生年金の請求は、どのようにすればいいですか？

A3 支給開始年齢前に退職する方は、「退職届書（年金待機者登録届書）」を提出していただきます。これにより、年金待機者として年金記録情報が公立学校共済組合に登録されます。

年金の支給開始年齢が近づきますと、最後に加入していた年金の実施機関から請求手続についての案内と請求用紙がご自宅に届きますのでご確認の上、手続をしてください（再任用フルタイム勤務中に支給開始年齢になる方は給付貸付課年金担当から所属経由本人宛てに送付します。）。

Q4 組合員から「基礎年金番号を忘れたので、年金請求関係書類が書けない」と言われたのですが、どうすればいいですか？

A4 基礎年金番号は、本来、組合員自身が管理するものです。基礎年金番号は平成9年に付番された時点で、公立学校共済組合に加入していた組合員には、所属を通じて基礎年金番号通知書が送付されています。基礎年金番号通知書の再交付は、組合員が直接日本年金機構に依頼しなくてはなりませんが、年金事務の必要から公立学校共済組合でも、組合員の基礎年金番号情報を管理しています。例年10月～11月頃に給付貸付課資格担当から所属の事務担当者宛てに送付される「組合員・被扶養者現況表」に、基礎年金番号の記載があります。

Q5 定年退職後に再任用フルタイム勤務で再就職された方が、今年度フルタイム勤務を終了する予定です。老齢厚生年金受給のために必要な手続を教えてください。

A5 再任用フルタイム終了時に支給開始年齢になっていない場合は、年金待機者としての登録手続が必要となります。別冊様式集 P165「退職届書（年金待機者登録届書）」を提出してください。その後、支給開始年齢になる誕生日の前月までに共済組合本部から自宅宛てに請求関係書類を送付します。

再任用フルタイム中に支給開始年齢になる場合は、誕生日の前月までに東京支部から所属所を通して請求関係書類を送付します。

また、再任用フルタイム中に年金が決定した方がフルタイム勤務を終了する際には、退職改定の手続を行います。フルタイム勤務終了予定の方には、遅くとも3月上旬までに請求書類を送付します。

なお、年度の途中で再任用フルタイムを終了する場合は個別対応となりますので、給付貸付課年金担当までご連絡ください。

65歳に達すると、「特別支給の老齢厚生年金」は消滅し、「(本来支給の)老齢厚生年金」を受給することとなります。再任用フルタイム中の場合は、東京支部から所属経由本人宛てに請求関係書類を送付します。

Q6 組合員宛てに日本年金機構から、国民年金加入の勧奨通知が届いたのですが、共済組合員証もあり、掛金を払っているはずですが、どうすればいいですか？

A6 組合員の資格取得の情報は、公立学校共済組合本部を経由して日本年金機構に提供していますが、提供した情報が日本年金機構のデータに反映するまで2～3か月程度時間がかかります。

日本年金機構では、年度当初に公的年金の加入が確認できない方には一律に勧奨通知を送付していますので、この勧奨通知に関しては、特に対応しなくて問題ありません。

ただし、半年以上経過しても同様の通知が届く場合は、基礎年金番号の不一致等が考えられますので、給付貸付課資格担当にご連絡ください。

14 年金情報の提供等

1 ねんきん定期便（すべての公的年金の加入期間及び年金見込額等）		
毎年通知 (下記節目年齢以外)	はがきで通知 これまでの年金加入期間、年金見込額等	組合員、年金待機者に 毎年誕生月の月末に通知
節目年齢 (35歳、45歳、59歳)	封書で通知 これまでの年金加入期間、年金見込額、これまでの 保険料納付額、これまでの年金加入歴等	年金見込額は ◇50歳以上⇒60歳まで 加入延長した試算 ◇50歳未満⇒これまでの 加入実績を基に試算
2 年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書		
毎年通知	はがきで通知 標準報酬月額、付与額、利息、給付算定基礎額残高、 年金払い退職給付加入期間等	組合員、節目年齢（35 歳、45歳、59歳、63歳） の年金待機者に毎年7 月末に通知
3 厚生年金・国民年金の加入記録等の照会（ねんきんネット）		
厚生年金・国民年金の加入記録の照会、年金見込額の試算、電子版「ねんきん定期便」や各種 通知書の確認など、年金に関する便利なサービスをご利用いただけます。ご利用にはユーザID の 取得が必要です。「日本年金機構のトップページ」から新規ご利用登録を行ってください。 【問合せ先】「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」0570-058-555（ナビダイヤル） https://www.nenkin.go.jp/n_net/		
4 公務員厚生年金の加入記録等の照会（地共済年金情報Webサイト）		
公務員厚生年金の年金加入履歴や保険料納付済額などを確認することが可能です。ご利用の際は公 立学校共済組合のホームページからもアクセスできます。https://www.chikyosai-nenkin-web.jp/		

15 年金関係の問合せ先

他制度の加入期間の確認

民間企業や私立学校に勤務していた期間の年金制度に関しては、下記にお問い合わせください。

（ア）私立学校共済組合の加入期間については

日本私立学校振興・共済事業団共済事業本部 ☎（03）3813-5321

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5 <https://www.shigakukyosai.jp/>

（イ）一般厚生年金、国民年金の加入期間については

日本年金機構本部 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165（ナビダイヤル）

〒168-8505 杉並区高井戸西3-5-24 <https://www.nenkin.go.jp/>

注 昭和41年4月1生まれまでの女性で、すべての厚生年金保険の加入期間が1年以上あ
る方は、65歳前から、一般厚生年金加入期間に係る特別支給の老齢厚生年金が支給されま
す。

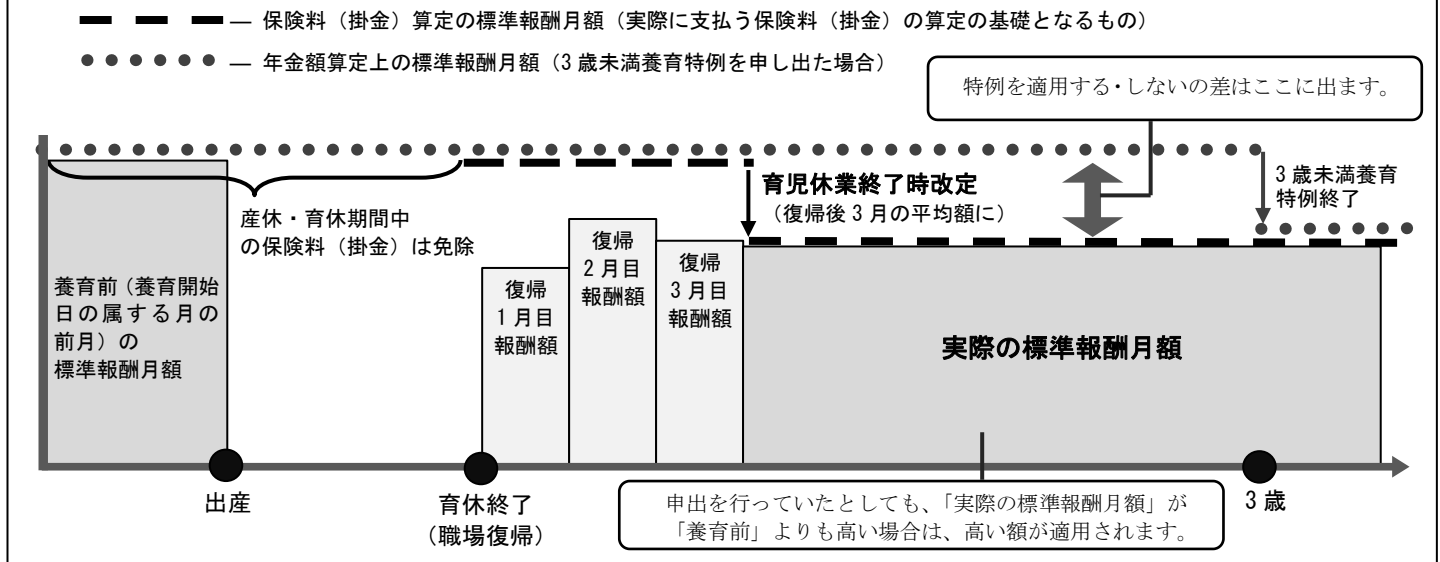
3 3歳未満の子を養育している期間の標準報酬月額の特例

1 特例の概要

3歳未満の子を養育している組合員が、育児短時間勤務・育児部分休業・転居・異動等で、報酬額が下がることにより将来の年金の給付額が低くなることを避けるために、標準報酬月額の特例があります。

3歳に満たない子を養育している父母である組合員が共済組合に申出をしたときは、子が3歳になるまでの標準報酬月額と、子を養育することになった日（出生日等）の属する月の前月の標準報酬月額を比較し、高い方が年金の算定に適用されます。追加の保険料（掛金）の負担はありません。

【イメージ図】



2 対象者

同居する3歳未満の子（実子・養子）を養育している父母

3 手続

(1) 申出方法

ア 養育する子ごとに申出が必要です。

イ 育児休業及び産前産後休業による保険料（掛金）免除期間中は特例が適用されないため、休業を取得した場合の申出は休業終了後（育児休業から復職したとき又は産休後すぐ復職したとき）となります。標準報酬の各休業終了時改定申出と兼ねた（用紙No.終了時改定1又は2）を添付書類とともに福利厚生課経理担当に提出してください。育児休業等終了時改定及び産前産後休業終了時改定については、P14、P15を参照してください。

ウ 父親等がイの休業を取得せず3歳未満養育特例のみを申出する場合は、「3歳未満の子を養育している旨の申出書」（用紙No.養育特例1）を添付書類とともに給付貸付課年金担当に提出してください。

(2) 添付書類

以下ア、イの添付が必要です（提出日から遡って90日以内に発行されたもの。）。

ア 世帯全員の住民票（コピー不可・マイナンバーの記載がないもの）

同居していることを確認するため ※組合員と別居の場合は特例を受けられません。

イ 戸籍謄（抄）本（コピー不可）

親子関係を確認するため。抄本の場合は子の抄本

注 イの戸籍謄（抄）本についてのみ、子（実子又は養子）が公立学校共済組合東京支部で組合員の被扶養者として認定された場合や、育児休業保険料（掛金）免除・育児休業手当金を申請した場合は省略できます。

注 上記ア及びイについては、確認後返却します。

注 内容や状況により上記以外の書類を要する場合があります。

注 被扶養者認定書類と同時に提出する場合は、給付貸付課資格担当に提出してください。

4 特例を終了する場合

以下の事由に該当する場合は、「3歳未満養育特例の適用を終了する旨の申出書」（用紙No. 養育特例2）を給付貸付課年金担当に提出してください。

ア 他の子の産前産後休業（保険料（掛金）免除）を開始したとき

イ 他の子の育児休業等（保険料（掛金）免除）を開始したとき

ウ 新たに、他の年少の子の養育特例を開始したとき

エ 特例を受けている子が、3歳に到達する前に死亡したとき又は特例を受けている子を別居等で養育しなくなったとき

注 子が3歳に達した場合や組合員が退職（死亡）した場合は提出不要です。

5 その他

ア 申出が遅れた場合の適用は、申出日の属する月の前月までの過去2年間です。

イ 申出日は、「所属所において申出書を受理した日」をいいます。

ウ この特例は、短期給付の算定の基礎となる標準報酬月額に対する適用はありません。

エ 子を養育することとなった日（出生日等）の属する月の前月以前1年以内において被用者年金の被保険者期間（公務員・民間・私学）がある場合は、被保険者期間のうち直近の月を基準月として、特例の適用を受けられます。ただし、基準月が公務員期間以外の場合は、年金払い退職給付（新3階部分）への特例適用はありません。

6 Q & A

Q1 3歳未満養育特例の申出はいつ行えばよいでしょうか。

A1 育児休業等が終了し職場に復帰した後に申出てください。育児休業等を取得しない場合は、子の出生時に申出してください。（いずれの場合も、特例の申出は任意です。）育休中や産休中は保険料（掛金）が全額免除されているため、特例の対象外となり申出はできません。

Q2 現在育休中の教員がいます。手続きはどのようにすればよいでしょうか。

A2 育休終了時に、「標準報酬育児休業等終了時改定申出書・3歳未満の子を養育する旨の申出書（用紙No. 終了時改定1）」で育児休業等終了時改定と同時に3歳未満養育特例の申出の有無を選択し、福利厚生課経理担当に提出してください。

Q3 現在産休中の教員がいます。手続きはどのようにすればよいでしょうか。

A3 産休終了後、引続き育休を取得する場合は、Q2 と同様です。

産休終了後、すぐに復職する場合は、復職時に「標準報酬産前産後休業終了時改定申出書・3歳未満の子を養育する旨の申出書（用紙 No. 終了時改定 2）」で産前産後休業終了時改定と同時に3歳未満養育特例の申出の有無を選択し、福利厚生課経理担当に提出してください。

Q4 この特例は、育児短時間勤務や部分休業を取得している場合しか申出をすることはできないのでしょうか。また、男性の職員も対象になりますか。

A4 3歳未満養育特例は報酬が下がったときの特例ですが、報酬が下がる理由は問いません。例えば、人事異動、転居等により標準報酬が下がる場合にも適用されます。

なお、3歳未満の子（実子又は養子）と同居している組合員であれば、父母ともに適用を受けることができます。

Q5 事情により妹の子（姪）を養育していて、共済組合の被扶養者に認定されています。特例の適用を受けることはできますか。

A5 養子縁組をしているのであれば、特例を受けることはできます。養子縁組をしていない場合は、被扶養者として認定されていても特例を受けることはできません。

Q6 平成 31 年 4 月 1 日に採用された教員に、平成 29 年 11 月 9 日生まれの子がいます。採用前は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 25 日まで臨時的任用（一般厚生年金加入）で勤めていました。申出をすることができるのでしょうか。

A6 できます。組合員の資格取得日前に出産された場合でも、子を養育することとなった日（出産日等）の属する月の前月から 1 年以内において被用者年金の被保険者期間があれば、被保険者期間のうち直近の月を基準月として適用が受けられます。

本件では、一般厚生年金（第 1 号厚生年金）に加入していた直近の月である、平成 29 年 2 月が基準月となります。申出をすれば、基準月の標準報酬月額と現在の標準報酬月額を比較し、高い方が年金の算定に適用されます。基準月が公務員共済組合期間ではないため、年金払い退職給付の給付算定額への適用はありません。

Q7 現在 3 歳未満の子を養育しており、特例を受けています。東京都職員共済組合に異動となった場合は特例を受けられますか？

A7 異動・転出しても子の 3 歳の誕生日の前月まで適用は受けられますが、異動先の共済組合で新たに申出をしてください。基準となる月の標準報酬月額については引き継がれます。ただし、公立学校共済組合の他支部へ異動する場合は改めて申出する必要はありません。